

令和2年6月1日

貸切バス事業者 各位

一般社団法人 中国貸切バス適正化センター
代表理事 田中 一範

令和2年度貸切バス適正化事業にかかる負担金の請求について

平素より、貸切バス適正化事業にご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年度貸切バス適正化事業の負担金の額及び徴収方法については、中国運輸局長より令和2年3月27日付で認可を受けましたので通知します。

皆様には新型コロナウイルス感染症の影響により、非常に厳しい経営環境下におかれていることと存じますが、同封の請求書の金額につきましては、令和2年度の適正化事業を運営していくうえで必要となる経費に基づいて算出したものです。何卒ご理解を賜り、納付期限までに納めていただくようお願い致します。

なお、運送収入の大幅な減収により期限内に納付することが困難な場合には、令和2年9月30日迄の間は納付猶予期間とし、その間の延滞金も道路運送法の規定により免除となりました。

つきましては、納付期限の猶予をご希望される方は、別添の「令和2年度負担金の納付期限猶予届出書」を当適正化センター宛てに Fax 又は郵送でご送付ください。

令和2年度貸切バス適正化事業負担金の額及び納付方法

一般社団法人中国貸切バス適正化センター

1. 負担金の単価（1カ年）

- ① 1 営業所あたり…… 53,500 円
- ② 1 車両あたり …… 4,700 円

2. 負担金の納付方法

(1) 令和2年4月30日現在の貸切バス営業所数及び配置車両数（休車を含む）をもって、1カ年分の負担金額を請求します。

(2) 負担金の納付は、原則1カ年分を一括納付としますが、コロナウイルス感染症の影響により納付期限内に納付が困難な場合は、「令和2年度負担金の納付期限猶予届出書」の提出により納付期限は令和2年9月30日迄猶予されます。

なお、分割納付を希望される場合は、前期と後期ごとに1カ年分の半額を納付することが出来ます。

※ 銀行口座への振込手数料は事業者負担とさせていただきます。

(3) 納付期限

① 一括納付 令和2年6月30日

② 2分割納付（前期）令和2年6月30日（後期）令和2年11月30日

※ 納付の猶予を希望される方は別添の「令和2年度負担金の納付期限猶予届出書」をFAX又は、郵送で令和2年6月30日までに当センターに届出下さい。

届出された方の猶予期限は、一括納付、前期分割納付ともに令和2年9月30日迄となります。

3. 負担金の精算

年度途中に事業の新規許可や事業計画の変更等が生じた場合、負担金の精算は以下のとおりです。なお、精算により生じた10円以下の端数は10円単位に切り上げます。

事業の新規許可	精算する※1
事業廃止、許可取消	〃
事業の休止、再開	〃
事業の譲渡及び譲受	欄外記載 ※2
事業の分割、合併及び相続	精算しない
事業計画の変更 ・営業区域の拡大で、新たに当センター管轄区域内に営業所を設置した場合 ・当適正化センター管轄区域内の全ての営業所を廃止した場合	精算する※1
事業計画の変更（上記以外）	精算しない

※1 変更等が生じた月の翌月分から精算。

※2 譲渡人が分割納付していた場合のみ未納分を譲受人に対し請求。

中国貸切バス適正化センター 宛

FAX 082-264-1265

令和2年度負担金の納付期限猶予届出書

令和2年 月 日

(一社) 中国貸切バス適正化センター 殿

住 所

氏名又は名称

代表者名

電話番号

令和2年度の貸切バス適正化事業負担金の納付につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、運送収入が大幅に減少しており、納付期限内に納付することが困難であることから、令和2年9月30日までの間、納付の猶予を届出します。